

日本公認会計士協会近畿会規約

(制定 昭和41年12月5日)
変更 昭和43年5月25日
変更 昭和45年5月23日
変更 昭和47年5月20日
変更 昭和49年5月26日
変更 昭和54年5月26日
変更 昭和57年5月22日
変更 昭和61年6月7日
変更 昭和63年6月3日
変更 平成3年6月5日
変更 平成4年6月5日
変更 平成6年6月7日
変更 平成7年6月6日
変更 平成8年6月6日
変更 平成9年6月6日
変更 平成12年6月9日
変更 平成18年6月5日
変更 平成19年6月5日
変更 平成20年6月5日
変更 平成21年6月5日
変更 平成22年6月21日
変更 平成23年6月27日
変更 平成24年6月21日
変更 平成25年6月20日
変更 平成27年6月22日
変更 2019年6月25日
変更 2020年8月26日
変更 2021年6月25日

第1章 総 則

(名称)

第1条 当地域会は日本公認会計士協会近畿会と称する。

(目的及び事業)

第 2 条 当地域会は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の会則（以下「会則」という。）第 2 条に定める目的の達成に資するため、当地域会に所属する会員及び準会員（以下「会員及び準会員」という。）を主たる対象として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会務に関する協会の連絡事項を会員及び準会員に伝達し、又は連絡事項を実施すること。
- (2) 会務に関し協会会長から委任された事項を行うこと。
- (3) 会員及び準会員の意見を協会会長に進達すること。
- (4) 協会会長に対し必要な建議をし、又は答申をすること。

2 前項各号に掲げるもののほか、会則第 179 条第 5 号の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 会員及び準会員の資質向上を図るため、会報及び出版物の発行、研修会及び講習会を開催すること。
- (2) 公認会計士制度及び業務に関する調査研究を行うこと。
- (3) 会員及び準会員の業務の繁栄に資する方策を行うこと。
- (4) 会員及び準会員相互の親睦をはかること。
- (5) 地域社会に貢献するための施策を行うこと。
- (6) 前各号のほか、当地域会において適当と認める事業を行うこと。

(区域)

第 3 条 当地域会の区域は、財務省近畿財務局の管轄地域のうち大阪府、奈良県及び和歌山県とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 当地域会は事務所を大阪市に置く。

(会員及び準会員)

第 5 条 当地域会は、会則第 181 条第 2 項の規定に基づき細則で定める基準により当地域会に所属する会員及び準会員をもって組織する。

(在住会員)

第 6 条 当地域会以外の地域会に所属する会員及び準会員で、当地域会の区域内に住所又は従たる事務所を有するものは、地域会役員会の承認を得て、当地域会の在住会員となることができる。

2 前項に規定する在住会員は、当地域会の活動のうち、研修会、講習会等会員及び準会員の資質向上を図るための活動並びに厚生行事等会員及び準会員相互の連絡協調を図るための活動に参加することができる。

3 第 1 項に規定する在住会員は、当地域会総会の表決権、当地域会の役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

(地域会総会の表決権)

第7条 会員及び準会員(会則第5条第2項第2号の準会員に限る。)は、地域会総会に出席して表決する権利を有する。

(地域会役員の選挙権及び被選挙権)

第8条 会員は、当地域会の役員の選挙権及び被選挙権を有する。

(監査法人に対する権利の制限)

第9条 監査法人である会員は、地域会総会の表決権並びに当地域会の役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

(準会員に対する権利の制限)

第10条 準会員は、当地域会の役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

(規約の変更)

第10条の2 規約は、地域会総会において出席した会員及び準会員(会則第5条第2項第2号の準会員に限る。)の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第2章 会 費

(会費)

第11条 会員及び準会員は、次の会費を負担しなければならない。

- (1) 会 員 月額 4,000円
- (2) 準会員 月額 500円

(会費の徴収猶予、減額又は免除)

第12条 会員及び準会員が会費を納入することが困難と認められるときは、会長は、会費の徴収猶予、減額又は免除することができる。

2 前項に関する事項については、会費規程で定める。

3 第1項及び次条に該当する会員及び準会員が、公認会計士法第29条及び会則第67条の懲戒処分を受けた期間は、この限りではない。

(会費減額又は免除の特例)

第13条 前条に定めるもののほか、会費規程で定めるところにより、会長は、会費を減額又は免除することができる。

(会費滞納者への措置)

第14条 会長は、会費の滞納者に対して会費規程の定めるところにより必要な手続きを行うことができる。

(会費規程)

第15条 この規約に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、会費規程で定める。

(在住会員の負担金)

第15条の2 第6条第1項に定める当地域会の在住会員は、次の負担金を支払わなけれ

ばならない。

- (1) 会 員 月額 4,000円
 - (2) 準会員 月額 500円
- 2 負担金の納期及び徴収等については会費規程の定めを準用する。

第3章 地域会総会

(地域会総会の種類及び時期)

第16条 地域会総会は、地域会定期総会及び地域会臨時総会とする。

- 2 地域会定期総会は、会則第184条第3項に規定する期間内に開催する。
- 3 地域会臨時総会は、次の各号の場合に開催する。
 - (1) 地域会役員会の決議があったとき。
 - (2) 監事の過半数から請求があったとき。
 - (3) 会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）の合計数の5分の1以上から、理由及び議案を附して、地域会総会招集の請求があったとき。
- 4 地域会臨時総会は、前項各号の決議又は請求があった場合、その日から30日以内に開催しなければならない。

(地域会総会の議事運営)

第16条の2 地域会総会の議長は会長とする。ただし、会長が会長以外のものを会員の中から指名することを妨げない。

- 2 議長は、地域会総会の秩序を保持し、議事を進行する。

(地域会総会の審議事項及び報告事項)

第17条 地域会総会においては、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規約の変更（ただし、協会理事会の承認を要する。）及び第52条に定める規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) その他規約によって地域会総会に附議することを要する事項及び地域会役員会において地域会総会に附議する必要があると認められた事項
- 2 地域会総会においては、前項のほか、当地域会の事業及び業務に関する報告を行う。

(地域会総会の招集)

第18条 地域会総会は、会長がこれを招集する。

- 2 地域会総会の招集通知は、会日の14日前までに発しなければならない。
- 3 第16条第3項に定める地域会臨時総会の開催の決議又は請求があった場合において会長が前項の期間内に招集通知を発しないときは、決議関係者又は請求者は地域会総会を招集することができる。この場合の通知に係る費用は、当地域会の負担と

する。

(招集通知)

第19条 地域会総会の招集通知は、会員及び準会員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載した書面（当地域会が定める電子的方法によるものを含む。）によりこれを行う。

(定足数)

第19条の2 地域会総会は、会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）の合計数の5分の1以上の出席がなければ開会できない。

2 前項により地域会総会が成立しなかったときは、会長は、1か月以内に、再度地域会総会の招集通知を発しなければならない。

3 第18条第2項及び第19条の規定は、前項の通知について準用する。

(審議の制限)

第20条 地域会総会においては、予め通知した議案以外の事項を決議することができない。

(議案提案権)

第20条の2 会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）は、その合計数の20分の1以上の同意を得て、地域会定期総会に附議する事項を地域会役員会に提案することができる。

2 前項の提案を行おうとする会員又は準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）は、提案事項、提案理由を記載した書面に会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）の合計数の20分の1以上の同意の証を添付し、2月末日までに会長に提出しなければならない。

3 前2項の提案があった場合、地域会役員会は第33条第5号の規定に基づき、地域会定期総会に附議すべき議案とするか否かを審議決定するものとする。

4 前項において、地域会定期総会に附議すべき議案としなかった場合には、会長は地域会定期総会において第1項の提案があった旨及びその提案を地域会定期総会に附議しなかった理由を説明するものとする。

(議決権)

第21条 地域会総会における議決権は、会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）1人につき1個とする。

2 議決権を有する者で地域会総会に出席できない者は、議決書によってその議決権を行使することができる。この場合は、当地域会が定める電子的方法により、議決書を当地域会に提出しなければならない。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、地域会総会に出席したものとみなす。

4 第2項の場合において、賛否のない書面議決書が当地域会に提出されたときは、原案に対し賛成したものとみなす。

(利害関係者の排除)

第22条 地域会総会の議決について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

(議決の方法)

第23条 地域会総会の議決は、本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）の過半数をもって決する。

2 地域会総会の議長は、会員として議決に加わることがを妨げない。

(議事録)

第24条 地域会総会の議事については、議事の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員2人がこれに署名押印して保存しなければならない。

第4章 地域会役員

(地域会役員)

第25条 当地域会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人以内
- (3) 幹事 40人以内
- (4) 監事 3人以内

2 前項の役員は、第5条に規定する当地域会に所属する会員でなければならない。

(地域会役員の職務)

第26条 会長は、当地域会を代表し、当地域会の業務を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 幹事は、当地域会の業務を分担する。

4 監事は、当地域会の業務の執行及び財務を監査し、その結果を地域会総会に報告する。

(正副会長会)

第27条 会長は、当地域会の業務の執行に関する基本的事項を検討するため正副会長会を置く。

(役員を選任)

第28条 当地域会の役員は、会員（監査法人を除く。）のうちから選挙によって選出し、再選を妨げない。

2 前項の選挙は、選挙管理委員会がこれを執行し、役員選挙に関する事項は、役員選挙規程で定める。

3 選挙の執行に関する経過及びその結果は、地域会定期総会に報告する。

4 当地域会の役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行う。ただし、会長が欠けた

場合で残任期間が8ヶ月以内のときは、地域会役員会の決議により、これを行わないことができる。また、副会長、幹事及び監事に欠員が生じた場合にあっては、会長が当地域会の業務の執行に支障がないと認めたときは、これを行わないことができる。

(役員当選者の意見具申)

第29条 前条第1項の選挙における当選者は、地域会総会に提出する事業計画案及び予算案について意見を述べることができる。

(役員任期)

第30条 役員任期は、第28条第3項の報告を行った地域会定期総会の終了の時に始まり、就任後第3回目の地域会定期総会の終了の時に満了する。

- 2 補欠選挙によって選任された役員任期は、前項にかかわらず、前任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員の変更については、地域会定期総会に報告しなければならない。ただし、補欠選挙により選任された役員については、これに代り書面をもって会員に通知することができる。

(役員退任)

第31条 役員は、次の各号の一に該当したときは退任するものとする。

- (1) 当地域会の会員でなくなったとき。
 - (2) 公認会計士法第21条第1項各号に該当したとき。
 - (3) 公認会計士法第30条の規定による懲戒の処分を受けたとき。
 - (4) 会則第67条第2項第2号の会員権停止の懲戒処分を受けたとき。
- 2 幹事が、その選任された選挙区から他の選挙区へ移動したときは、前項に準ずるものとする。

(地域会役員会)

第32条 地域会役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

- 2 地域会役員会は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。
- 3 地域会役員会における決議は、その構成員の2分の1以上が出席し、議決権を有する出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が裁決する。ただし、第49条第2項に該当する議案については、地区会長又はその代理人(その地区会の役員に限る。)も構成員とみなす。
- 4 前項において、会長が特に必要と認めるときは、電話会議システム、テレビ会議システム等による会議の参加を出席として取り扱うことができる。
- 5 監事、特別委員会委員長、当地域会所属の協会役員は、地域会役員会に出席して意見を述べるすることができる。
- 6 地域会役員会構成員の3分の1以上から、理由及び議案を附して請求があったときは、会長は、14日以内に地域会役員会を開催しなければならない。

- 7 会員及び準会員は、会長の許可を得て地域会役員会を傍聴することができる。
- 8 第21条第1項（議決権）、第22条（利害関係者の排除）及び第24条（議事録）の規定は地域会役員会に準用する。
- 9 地域会役員会の運営については、業務運営細則の定めるところによる。

（地域会役員会の審議事項及び報告事項）

第33条 地域会役員会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 地域会総会に附議すべき議案に関する事項
 - (2) 重要な職員の任免に関する事項
 - (3) 協会会長に対する建議又は答申に関する事項
 - (4) 予算額の科目間の流用又は予備費の使用に関する事項
 - (5) その他当地域会の業務の執行に関する重要事項及び規約等により定められた地域会役員会に附議することを要する事項又は会長が必要と認めた事項
- 2 地域会役員会においては、当地域会の事業及び業務に関する報告を行うほか、規約等に定められた事項の報告を行う。

（顧問及び相談役）

第34条 会長は、地域会役員会の議を経て、顧問又は相談役を委嘱することができる。

- 2 顧問又は相談役は、地域会役員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問又は相談役の委嘱期間は、その委嘱した会長の任期満了の時までとする。

（部及び委員会）

第35条 当地域会は、地域会役員会の議を経て、部及び委員会を置く。また、地域会役員会の議を経て、特別委員会を置くことができる。

- 2 部・委員会及び特別委員会の運営については、業務運営細則の定めるところによる。

第5章 財 政

（事業年度）

第36条 当地域会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（経費及び支出）

第37条 当地域会の経費、その他の支出は、前事業年度からの繰越金、協会からの交付金、この規約で定める地域会会費、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

（財産の管理）

第38条 当地域会に属する財産は、協会会長及び会長が共同して管理する。

（事業計画案、予算書及び財務諸表等の作成その他）

第39条 会長は、事業計画案及び予算書を作成しなければならない。

- 2 会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、財務諸表等を作成しなければならない。
- 3 財務諸表等は、会則第203条第3項の規定に基づき、次の書類によるものとする。
 - (1) 財務諸表
 - ア 貸借対照表
 - イ 正味財産増減計算書
 - ウ キャッシュ・フロー計算書
 - (2) 附属明細書
- 4 予算書及び財務諸表等の作成、予算管理その他会計に関し必要な事項は、会則及び協会の会計規則の定めるところによるものとし、これらにより難いものについては当地域会規程で定める。

(事業計画、予算及び決算)

第40条 会長は、地域会定期総会に事業計画案、予算書及び前事業年度の決算に係る財務諸表等を提出して、その承認を得なければならない。

(監査報告)

第41条 監事は、前事業年度の決算に係る財務諸表等の監査の結果及び当地域会の業務執行の監査の結果を地域会定期総会に報告しなければならない。

(予算決定前の支出)

第42条 予算が決定するまでの支出は、前事業年度の予算に従う。

(補正予算)

第43条 会長は、予算の成立後において、予算の補正が必要となったときは、地域会役員会の議を経て、補正予算を編成することができる。

- 2 前項の場合は、地域会臨時総会において、その承認を受けなければならない。

第6章 地 区 会

(名称及び地域)

第44条 当地域会に会則第177条第2項に定める部会として、別表のとおり地区会を置く。

(地区会の構成員)

第45条 会員及び準会員のうち前条に規定する地区会の地域に住所を有する者は、その地区会に所属する。

- 2 当地域会が設置した地区会内に住所地を有しない会員及び準会員は、主たる事務所（会則第5条第2項第2号以外の準会員にあっては勤務先等）の所在地の地区会に所属する。
- 3 協会の準会員の入会等に関する事務細則第7条第2項に該当する準会員は当地域会事務所所在地の地区会に所属する。
- 4 主たる事務所又は従たる事務所所在地の地区会に加入を希望する場合、その地区

会の役員会の承認を得て賛助会員となることができる。

(地区会規約)

第46条 地区会の組織、役員その他の必要な事項は、その地区会の規約で定める。

2 地区会規約の制定又は変更をしたときは、地域会役員会の承認を得なければならない。

(決定事項の通知)

第47条 地区会長は、地区会役員を選任又は解任、予算、決算その他の重要な事項は、これを会長に通知しなければならない。

(地区会長会議)

第48条 会長は、当地域会の業務の執行につき必要があるときは、地区会長会議を招集することができる。

2 会長は、地区会長会議の決定事項を、地域会役員会に報告しなければならない。

(地区会役員地域会役員会出席)

第49条 地区会長又はその代理人(その地区会の役員に限る。)は、地域会役員会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の出席者は、その地区会並びにその地区会に所属する会員及び準会員に利害関係を有する議案については、地域会役員会の議決に参加することができる。

(地区会の経費)

第50条 地区会の経費、その他の支出は、当地域会からの交付金、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

第7章 事務局

(事務局)

第51条 当地域会に事務局を置く。

2 事務局は、協会の指示又は連絡に基づく事項及び当地域会の事務を行う。

3 事務局に事務局長を置く。

4 事務局長は当地域会の事務を所掌し、職員を指揮する。

5 事務局長は、正副会長会及び地域会役員会に出席してその所掌事務に関し、報告若しくは説明をし、又意見を述べることができる。

6 前各項に定めるもののほか、事務局の職制その他必要な事項は、事務局運営細則をもって定める。

第8章 規程及び細則

(規程等の制定、改廃)

第52条 当地域会は、この規約に基づき、規程及び細則を定めることができる。

2 規程は、地域会総会の決議により、これを制定、変更し、又は廃止する。

3 細則は、地域会役員会の決議により、これを制定、変更し、又は廃止する。

第1次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和43年5月25日から施行する。

第2次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和45年5月23日から施行する。

第3次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和47年5月20日から施行する。

第4次 改正附則

- 1 この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和49年5月26日から施行する。
- 2 この改正規約施行の日において、この改正前の規約により会計監査の職にある者は、これを改正後の第20条の規約による監事とみなす。
- 3 この改正による第31条第1項の規約は、会員の会費については昭和49年4月分から、準会員については昭和49年7月分から適用する。

第5次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和54年10月分以降の会費について適用する。

第6次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和57年5月22日から施行する。

第7次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和61年6月7日から施行する。

第8次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、昭和63年6月3日から施行する。

第9次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認のあった日以降最初に公示される選挙によって選出された役員任期から適用する。

第10次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成4年6月5日から施行する。

第11次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成6年6月7日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規約は、平成6年10月1日から施行する。

第12次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成7年6月6日から施行する。

第13次 改正附則

- 1 この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成8年6月6日から施行する。
- 2 この改正規約による改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、平成22年4月1日に

開始する事業年度及び平成23年4月1日に開始する事業年度における会員及び準会員の会費の額については、次のとおりとする。

- 一 会 員 月額 4,000円
- 二 準会員 月額 1,000円

第14次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成9年6月6日から施行する。

第15次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成12年6月9日から施行する。

第16次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成18年1月1日に遡及して施行する。

第17次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成18年4月1日に遡及して施行する。

第18次 改正附則

この改正規約は、会則第65条及び第101条の改正について金融庁長官の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

第19次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成18年6月5日より施行する。ただし、現役員の任期は、なお従前の例による。

第20次 改正附則

この改正規約は、協会理事会の承認を条件として、平成19年6月5日より施行する。

第21次 改正附則

この改正規約は、本部理事会の承認日から施行し、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

第22次 改正附則

この改正規約は、本部理事会の承認を条件として、平成20年6月5日より施行する。

第23次 改正附則

この改正規約は、本部理事会の承認を条件として、平成21年6月5日より施行する。

第24次 改正附則

この改正規約は、本部理事会の承認を条件として、平成22年6月21日より施行する。

第25次 改正附則

- 1 この改正規約は、本部理事会の承認を条件として、平成23年6月27日より施行する。
- 2 この改正規約による改正後の第11条の規定は、平成24年4月1日に開始する事業年度から適用する。

第26次 改正附則

この改正規約は、本部理事会の承認を条件として、平成24年6月21日より施行する。

第27次 改正附則

この改正規約は、本部理事会の承認を条件として、平成25年6月20日から施行する。

第28次 改正附則

- 1 この改正規定は、本部理事会の承認があった日（平成27年9月17日）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の規約の規定（第2条第2項を除く。）は、平成28年4月1日以後開始する事業年度について適用する。

附則（2019年6月25日改正）

- 1 この改正規定は、普通会費の額を定める会則の規定の改正について金融庁長官の認可があった日、理事会の承認があった日又は2019年10月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この改正規定は、2020年4月分の会費から適用し、同月前に発生する会費については、なお従前の例による。

附則（2020年8月26日改正）

- 1 この改正規定は、協会理事会の承認があった日（2020年9月10日）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の規約（以下「改正規約」という。）第19条及び第21条第2項の規定は、2021年以降に招集する総会から適用する。
- 3 改正規約第21条第2項の規定にかかわらず、地域会役員会で別に定める日まで、議決権を有する者の意思表示に基づき、従前の方法により議決書を当地域会に提出することができる。

附則（2021年6月25日改正）

- 1 この改正規定は、協会理事会の承認があった日（2021年7月20日）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の規約第12条及び第13条は、2021年4月分の会費から適用し、同月前に発生する会費についてはなお従前の例による。

<別表>

地区会名称及び区域(近畿会規約第44条関連)

	地区会名称	区域
大阪府	豊能地区会	豊能郡 箕面市 池田市 豊中市
	北部大阪地区会	茨木市 高槻市 三島郡
	吹田・摂津地区会	吹田市 摂津市
	京阪地区会	枚方市 寝屋川市 守口市 門真市 大東市 四條畷市 交野市 八幡市 京田辺市 木津川市 相楽郡
	河内地区会	東大阪市 八尾市 柏原市 松原市 藤井寺市 羽曳野市 富田林市(金剛地区を除く) 南河内郡
	泉地区会	堺市 高石市 泉大津市 泉北郡 和泉市 岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南郡 泉南市 阪南市 富田林市金剛地区 河内長野市 大阪狭山市
	大阪市北地区会	北区 淀川区 東淀川区 都島区 旭区 福島区 此花区 西淀川区
	大阪市南地区会	城東区 鶴見区 中央区 西区 大正区 港区 浪速区 西成区 住吉区 住之江区 東成区 天王寺区 生野区 阿倍野区 東住吉区 平野区
	みやこ地区会	京都府(八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡を除く) 滋賀県
	北摂地区会	宝塚市 三田市 丹波篠山市 川辺郡 川西市 伊丹市 西宮市山口町・塩瀬町 神戸市北区道場町
	阪神地区会	芦屋市 西宮市(山口町・塩瀬町を除く) 尼崎市
	みなと地区会	北摂地区会・阪神地区会区域以外の兵庫県
奈良県	奈良地区会	奈良県
和歌山県	和歌山地区会	和歌山県